

号外第五十号

平成十四年五月十七日 (金曜日)

## 目 次

## 人事委員会

型式の検定適合遊技機...... を定める規則) の一部を改正する規則..... の一部を改正する規則...... 人事委員会規則一四 〇 (県職員に係る管理職員等の範囲 人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、休日及び休暇 公安委員会

会企生 同計画活安 課課全 : = = 껃

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

. :

同......

右

正

誤

( 監 理 課

껃

平成十四年四月一日定例告示中.....

事 委 員

をここに公布する。 人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、 休日及び休暇) の一部を改正する規則

平成十四年五月十七日

青森県人事委員会委員長

増

田

介

規則 人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を改正する

正する。

人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を次のように改

げ、第十三号の次に次の一号を加える。 第十二条中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下

日の範囲内の期間 う。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五 が、その子の看護 (負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをい 小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。) を養育する職員

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則一四 0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を

平成十四年五月十七日

青森県人事委員会委員長 増

田 孝

介

人事委員会規則一四 ○ (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一

部を改正する規則

県

森

青

報

次のように改正する。 人事委員会規則一四 ○ (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を

会事務局の項中「課長、課長補佐」を「グループリーダー、主幹」に改め、「、係長. の及び職員福利課に置くもので任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するものに限 のに限る。)」の下に「、グループリーダー (課の人事事務等を主として担当するも くもので青森県庁舎管理規則に」に改め、同表教育庁の項中「 (県立学校課に置くも するもの及び秘書課に置くもの」 で青森県庁舎管理規則 (昭和四十二年四月青森県規則第十一号) に関する事務を担当 月青森県規則第十一号) に関する事務を担当するもの」 施設管理班」 に秘書課及び総務学事課」を「及び秘書課」 事事務等を主として担当するもの及び財政課に置くものに限る。) 」を加え、 を削り、 括主任指導主事 (義務教育課及び」に改め、「、主任指導主事 ( 」及び「、指導主事 ( 」の下に「義務教育課及び」を加え、「、人事班、給与班」を削り、同表人事委員 (職員福利課に置くもので教育庁の人事に関する事務を担当するものに限る。)、総 別表第一号の表知事部局の項中「除く。 ) 」を加え、「職員福利課、」を削り、「総括主任指導主事 ( 」を「総括主幹 同表備考第一項を次のように改める。 を「及び施設管理班」 に、「青森県庁舎管理規則に」 に、「及び青森県庁舎管理規則 に改め、 の下にっ 「財政課及び」を削り、 を「、総務学事課に置くもの グルー プリーダー を「総務学事課に置 (昭和四十二年四 「並びに 「 並 び

する機関並びに規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関をいう。 規則第十八号。 この表中「知事部局」とは、青森県行政組織規則 以下「規則」という。) 第六条の二、第七条及び第八条に規定 (昭和三十六年二月青森県

別表第二号の表消防学校の項の次に次のように加える。

鉄道管理事務所

所長、

次長

別表第二号の表食肉衛生検査所の項を削り

福	保
祉	
事	健
務	
所	所
所長、	所長、
次長、	次長、
総務課長、	支所長
支所長	

を

センター	健康福祉こども
F	所 長
糸矛丘匠写長	必多 <u>下</u> 到五百元、
ŧ	影
ł	欠 憂

に改め、

央病院の項及びつくしが丘病院の項を次のように改める。

7	中			
つくしが丘病院	央			
近	病			
院	院			
部院長長、	理調達課長の一人のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、一旦のでは、			
副				
副院長、	課 、副長部院長、長、			
局長、	看護指導監、 局長、次長、			
部長、	導次監、長、			
次長、	総務課長、管救命救急セン			
副 看 護	長急			
護	管ン			

別表第二号の表児童相談所の項を次のように改める。

食肉衛生検査所	
所長、	
次 長	

別表第二号の表中

さわらび園
園長、次長
次 長

を

に改め、 同表涉

外労務管理事務所の項及び女性就業援助センターの項を削り、 5 び 袁 園長、 次長 同表農林水産事務所の

さ

わ

あ す

な

ろ学園

園長、

次長

務所長」の下に「、漁港漁場整備事務所長」を加え、同表家畜保健衛生所の項及び漁 項中「地域農業改良普及センター所長」の下に「、家畜保健衛生所長」を、「水産事

港事務所の項を削り、同表土木事務所の項を次のように改める。

次長」を削る。項、ダム管理事務所の項及び地方出納事務所の項を削り、同表少年自然の家の項中「、項、ダム管理事務所の項及び地方出納事務所の項を削り、同表少年自然の家の項中「、別表第二号の表ダム建設事務所の項、都市公園建設事務所の項、港湾管理事務所の

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会

青森県公安委員会告示第二十五号

平成十四年五月十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭

同右	同右	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類
CR釣りっ娘るあちゃん	CR演歌道	CR火事場のロボぢから	型
吸るあちゃん		のロボぢから	定
			名
株式会社メーシー 販売	同右	タイヨー エレック株式会社	製造業者又は輸入業者名

エ   北		 回胴式 遊技機 ゴールドアンドシルバー 株式会社北電	同 右 CR牙王M 同 右	同 右 CR牙王L 株式会社ニュー	同ちのおのお子のお子の子のお子の子のお子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の	同右(CR新春一番S)同右	同 右 〇R踊れ大酋長 株式会社ソファ	
エ   北   二   右   イフィア   ボート   ボート	株式会社エレニ	株式会社北電子		株式会社ニューギン			株式会社ソフィア	石

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十四年五月十七日

青森県警察本部長 田 端 智

明

随意契約に係る物品の名称及び数量

運転免許証更新時講習資料 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

=

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部警務部会計課

契約の方法

Ξ

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年三月二十六日

第二〇〇三号

告 示

第一四七号

三.

上

表

中

発行年月日 日

X

分

番

묵

ペート

ジ

段

行

誤

五 六 財団法人青森県交通安全協会 契約の相手方の名称及び住所 青森市大字三内字丸山一九八の四

七

随意契約の理由 一式当たり 二百九十円八十五銭

令第三百七十二号) 第十条第一項第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

平成十四年五月十七日

青森県警察本部長 田 端 智

明

随意契約に係る物品の名称及び数量 運転免許証作成機用消耗品

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の

随意契約

Ξ

契約の方法

契約の相手方を決定した日

兀

平成十四年三月二十八日

契約の相手方の名称及び住所

五

日本アイデーシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の十七

契約金額

六

式当たり 六十七万八千二百六円

随意契約の理由

七

令第三百七十二号) 第十条第一項第一号及び第二号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政

級河川十川に関する事務 務-| 級河川旧十川に関する事 正

監

理

課

青森市長島 行 所 丁目一番一 発 行 号 人 県 青森市古川二丁目一七番五号 印 刷 奥印刷株式 所 販

売

人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭

会

社

誤

正